

次に、一般質問を行います。

3番、藤本実君の質問を許可いたします。藤本実君。

(3番 藤本 実君登壇)

○3番(藤本 実君) 猿橋町小篠の藤本実です。日本共産党の質問を行います。議長の許可をいただきましたので、発言通告に基づき質問をさせていただきます。

1、国民健康保険税滞納者への対応について。まず、相談窓口の対応についてです。山梨県民主医療機関連合会は、2006年から独自に手おくれ死亡調査をしています。経済的な理由で病院受診がおくれ、手おくれで亡くなった方は、ここ数年は年間1から2事例でしたが、2018年1月1日から12月31日は7事例と急増しました。ちなみに、大月市民の事例は報告されていません。本当に保険証がない人がいるのか、そもそもなぜ保険証がなくなる事態が起こるのかと思う方もいると思いますので、7事例の中から1例紹介させていただきます。

62歳男性、自営業には波があり、国保料はおくれおくれになっていました。あるとき、行政より年金7万円全てを差し押さえられます。行政に相談すると、見せしめだ、払えないと言えればいいと思うなど。生活に困り、親戚にお金を借り、妻の年金は全額親戚への返済に充て、本人と長男の給料から他の返済をしました。国保証は以前からあるときとないときがあり、保険証がないときは自覚症状があっても様子を見ようとなりました。ついに歩けなくなり、病院に受診、肺がん、脳転移、予後1カ月と診断され、即日入院となりました。家族のお話では、体調不良の訴えに対して、行政からは受診の勧めも保険証の交付もなかった、生活状況の把握もないまま年金が差し押さえられたことで、行政に相談する気力が起きなかったと。行政の対応が困窮と受診のおくれに拍車をかけてしまったと考えられます。このような事例は、大月市では起こしてはなりません。

そこで、質問です。1年以上納付がされていない世帯は資格証明書が発行されていると思いますが、その方が医療の必要が認められた場合の対応はどのようにしていますか。また、その場合の短期証の発行状況はいかがでしょうか。

次に、収納事務についてです。苦戦していたことがうそのように、収納率が年々向上しています。取り立てについての苦情や無慈悲な差し押さえの苦情なども現状では聞こえてきませんので、大変結構なことだと思っています。

そこで、質問です。新規滞納者の減少を図る対応、滞納繰り越しにさせない収納事務について、特に意を注いでいることは何でしょうか。また、納税相談の中で福祉事務所と連携して対応した事例はあるでしょうか。

次に、納税相談での対応についてです。生活困窮の状況がなされた場合に、一顧だにしないという方針でしょうか。先ほど紹介したような、困窮者を追い込むような対応はすべきではないし、頼りになる市役所であってほしいと思います。

そこで、質問です。納付が困難であるとの訴えが本人よりあった場合の対応はどのようにしているのでしょうか。

次に、収納率をさらに引き上げるためにも、協会けんぽ並みに国保税を引き下げることへの認識についてです。12月定例会でも、全国知事会が公費1兆円の投入で協会けんぽ並みの負担率を求めていることを紹介しましたが、加入者の所得は低いのに、保険料が一番高いという構造問題を解決することは政治の責任です。国に是正を求めること、基金の有効活用も積極的に検討しなくてはなりません。

そこで、きょうは大月市の国保税額と中小企業の労働者が加入する協会けんぽの保険料を比較して、どのくらい高いか示したいと思います。比較するのは、年収400万円の4人世帯、大月市国保税は今年度1人約1万円の引き下げがありましたので、年額35万7,225円です。協会けんぽは年額19万9,200円、引き下げ後でも国保税が15万8,025円も高いのです。会社負担がない分、ふさわしい公費負担が求められています。

そこで、質問です。国保税引き下げの努力をすべきだと思うが、どう認識していますか。

以上、よろしく願いいたします。

○議長(山田善一君) 藤本実君の質問に対し、当局の答弁を求めます。

久保田市民生活部長、答弁。

(市民生活部長 久保田一正君登壇)

○市民生活部長(久保田一正君) 藤本実議員の質問にお答えいたします。

初めに、資格証明書が発行されている方が医療の必要が認められた場合の対応、またその場合の短期証の発行状況はについてであります。資格証明書が発行されている方が医療の必要が認められた場合の対応についてありますが、滞納者との納税相談を行う中で医療の必要が認められた場合には、経済状況を確認しながら、滞納分の一部を納付していただくことを原則に短期証を発行しておりますが、聞き取りを行う中で納付することが困難な方に対しては、納付を絶対条件とはせず、生活状況を確認しながら発行をしているところであります。また、医療の必要性が認められた場合の短期証発行状況であります、平成29年度は7名、30年度は9名の相談があり、それぞれ全員に短期証を発行しているところであります。

次に、新規滞納者の減少を図る対応、滞納繰り越しにさせない収納事務について、特に意を注いでいることはについてであります。まずは、滞納者が納期限までに完納しない場合には、納期限後20日以内に督促状を発送して納税を促します。また、法令等に規定はありませんが、年間2回、国保税の催告書を発送して完納を促しております。平成29年度からは、山梨県の指導もあり、臨戸徴収を廃止して、税負担の公平公正の観点から、国税徴収法に基づいた財産調査の結果を踏まえた上で、随時来庁していただき、納税相談をしながら自主納付による納期内納付を進め、滞納繰り越しを抑制しているところであります。また、納税相談の中で福祉事務所と連携して対応した事例はについてであります、近年はありませんが、生活困窮者の場合には福祉事務所とも連携を図りながら対応してまいります。

次に、納付が困難であるとの訴えが本人よりあった場合の対応はについてであります。国保税が納期限までに完納されない場合には滞納処分を執行することが原則ですが、その一方で、納税者が災害や盗難、病気や事業による損失で納付ができないような場合や、滞納処分を執行すると事業の継続や生活の維持を困難にするおそれがあるときなどは、納付の減免、猶予、分割納付を案内するなど、納税者の個々の生活状況や収入の状況など、さまざまな事情を勘案し、適切に対応しているところであります。

次に、国保税引き下げの努力をすべきだについてであります。国民健康保険制度は、国民皆保険の基盤となる仕組みですが、年齢構成が高く医療費水準が高い、所得水準が低く保険料負担が重いなど構造的な課題を抱えておりました。平成30年4月から国民健康保険制度の見直しにより、都道府県も市町村とともに国民健康保険の保険者として財政運営の責任主体を担い、国の責任として公費拡充も行われております。本市の国保税が協会けんぽと比較して高いのは、全被保険者の半分以上が65歳から75歳の前期高齢者で占められ、この世代の1人当たりの医療費が年間約50万円と高額であることと、協会けんぽのように事業者負担がないため、加入者が全額負担をしなければならないことが考えられます。国民健康保険は、病気やけがをしたときの医療費に充て、加入者みんなでお金を出し合って支える制度のため、医療費が多くかかると保険料は高くなります。保険料の引き下げについては、制度の見直しや公費のさらなる拡充が必要ではないかと考えております。公費の拡充につきましては、毎年度全国市長会及び県への要望を行っており、今後も引き続き要望していきたいと考えております。また、医療費の抑制を図るため、積極的な健診事業の実施やジェネリック医薬品の使用促進に取り組んでいるところであります。

以上であります。

○議長(山田善一君) 藤本実君。

(3番 藤本 実君登壇)

○3番(藤本 実君) それぞれ重要な答弁をありがとうございました。

納税義務を果たすのは当たり前の大前提ですが、それでもさまざまな事情で、本人の意に反してそれがかなわないこともあります。人の命を左右することもあります。困った市民が相談に足を運べる市役所であってほしいと思います。引き続き、心ある対応をお願いいたします。

国保に対する認識について、国民健康保険中央会会長で全国市長会理事の岡崎誠也高知市長のインタビューが

「しんぶん赤旗」に載りました。赤字財政が続いている国保に対し、今年度から国の3,400億円の支援が始まりましたが、国保制度を維持していくには新たにもっと公費支援が必要だと国に求めています。国保料には、世帯の人数1人につき一定額を加算する均等割があります。単純な掛け算になっているので、子供が多い世帯ほど負担が重くなる、少子化対策をやっというときです。子供の数の多い世帯の均等割については、制度上見直したほうがいいのではないかとのお話でした。大月市の認識とも共通していると思います。これが現場の声です。私どもは、国政の力関係の転換を含めて国保税引き下げへのあらゆる努力をしていく決意ですので、市でも引き続き努力をお願いいたします。

次の質問に移ります。2、「就学援助」制度の拡充実現、準要保護への反映について。私ども、繰り返し求めてきた、新入学児童生徒学用品の支度のための援助金、入学準備金が今年度から入学式前に支給されるようになりました。以前は7月支給でしたので、制度の趣旨が生きるようになりました。さらに、国においては、生活保護を必要とする状態にある世帯の児童生徒への就学援助制度を新年度から拡充することになりました。物価上昇等の影響を考えると重要ですが、市町村が独自に認定し、援助している準要保護世帯の児童生徒への対応も連動して拡充することが求められています。

貧困の連鎖を断ち切るためにも、経済的な理由で教育を十分に受けることができない子供たちをなくすことが喫緊の課題です。市が独自に認定し、援助する準要保護の世帯では、ひとり親家庭の割合が高いとかがえます。ひとり親家庭で大変なのは、子供の急病時です。仕事は自分が休むしか手がありません。何日も休みが続いてしまうと、収入が減ったり、どうしても社内の信頼を得づらくなり、こういった状況から安定した仕事につくチャンスが少ないと言われていています。大抵のシングルマザーは、一生懸命仕事をして、育児して、毎日へとへと、それでも生活が厳しく、調査でも2人に1人が世間の所得の中央値の半分を下回っているとされています。速やかな就学援助拡充の対応が求められます。

そこで、質問です。本市が独自に援助している準要保護にも速やかに拡充を反映すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

次に、就学援助を必要とする世帯数の推移についてです。大月市内で増加傾向にあるのかどうか、市の施策の判断材料にもなると思います。

そこで、質問です。要保護・準要保護を受ける児童生徒数、世帯数の推移を示してください。よろしく願いいたします。

○議長（山田善一君） 藤本実君の質問に対し、当局の答弁を求めます。

安藤学校教育課長、答弁。

（学校教育課長 安藤一洋君登壇）

○学校教育課長（安藤一洋君） 「就学援助」制度の拡充実現、準要保護への反映についてお答えいたします。

初めに、市独自に援助している準要保護にも速やかに反映すべきだについてであります。就学援助につきましては、学校教育法第19条に「経済的理由によつて、就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。」とされており、本市においては、大月市要保護及び準要保護児童生徒等就学援助費支給要綱で、支給対象者や支給項目とその額、支給方法などを定めております。要保護者は、生活保護受給者が対象となり、生活保護費でほとんどの就学に関する費用を支給しており、就学援助費から支給されるのは修学旅行費と一部の医療費のみとなっております。準要保護者につきましては、対象は生活保護者に準ずる程度に困窮していると認める者となっており、学用品費、通学用品費、学校給食費、修学旅行費、校外活動費などを支給しております。

要保護者に対する就学援助費の支給に対しましては国から2分の1の補助がありますが、準要保護者に対する就学援助費の支給に対しましては、三位一体の改革により平成17年度から国の補助が廃止され、各市町村が単独で実施している状況であります。これらのことから、制度の拡充や支給額の改定につきましては、財政状況や近隣自治体の状況も考慮しながら対応していきたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、要保護・準要保護を受ける児童生徒数、世帯数の推移についてであります。平成26年から30年までの5年間の数値を申し上げます。まず、児童生徒数です。26年から順に申し上げます。152人、146人、140人、154人、158人となっております。次に、世帯数であります。26年から、106世帯、102世帯、93世帯、105世帯、114世帯となっております。絶対数では大きく増加している状況ではありませんが、全児童生徒数に対する受給者数の割合では、児童生徒数が減少しているため、平成26年は9.26%でありましたが、30年には11.68%と上昇しております。

以上であります。

○議長（山田善一君） 藤本実君。

（3番 藤本 実君登壇）

○3番（藤本 実君） 答弁ありがとうございました。

就学援助を必要とする児童生徒の割合が4年前は9.26%であったが、今年度は11.68%に上昇しているということでした。生活の厳しさが広がっていることがうかがえる数字です。足元を見た施策の充実を求めたいと思います。

次の質問に移ります。3、市営住宅管理条例の改定について。国交省住宅局長は、2018年3月30日付で「公営住宅管理標準条例（案）について」の改正について」を各都道府県知事に送付しました。2020年に向け、各自治体で条例改定が進められると思いますが、示された方向性を積極的に受けとめて、市民の要求に応える改定となるよう求めたいと思います。

市民の暮らしが厳しさを増している中で、私が注目したのは、家賃の減免または徴収猶予の説明中に民生部局との十分な連携を追記したことです。民生部局との連携、家賃減免の適切な対応を明確にした背景には、千葉県銚子市の県営住宅で起きた母子心中未遂事件の痛恨の教訓があります。2014年9月、家賃を滞納した母子家庭の母親が住宅明け渡しの強制執行日に無理心中を図って、長女に手をかけた事件です。家賃減免を適用し、民生部局と十分連携していれば、このような痛ましい事態を防ぐことができたのでした。

この事件の2カ月後、2014年11月に国交省が都道府県に対して「公営住宅の滞納家賃の徴収における留意事項等について」という国の通知を出しました。著しく所得の少ない世帯、高齢者世帯、障害者世帯、母子世帯、父子世帯、子育て世帯、DV被害者世帯、犯罪被害者世帯等、特に困窮度が高い世帯については、関係する行政部局及び公営住宅の存する市町村と緊密に連携を図りつつ、生活保護を初めとする居住安定のための支援策の情報提供や助言等を行うなど、特段の配慮をお願いしますと。

そこで、質問です。大月市での市営住宅の家賃減免等の対応は現状どのようにしているのでしょうか。

次に、住宅の修繕義務、修繕費用の入居者負担についてです。大月市営住宅条例、「修繕費用の負担」、第21条は次のようになっています。「市営住宅等の修繕に要する費用は、市の負担とする。」「（畳の表替え、破損ガラスの取替え等の軽微な修繕及び給水栓、点滅器その他附帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する費用を除く。）」。国の標準条例案の説明では、この事業主体の費用負担義務の範囲は最小限度であり、義務の範囲をこれより縮小することは違法である。逆に、この範囲を超えて修繕を行うことは、法令上要求されることではないが、むしろ望ましいことであるとされています。

注意を促したいのは、2018年3月、国交省が改定案を策定し、広く普及を行うとした「賃貸住宅標準契約書」の入居者負担の変更です。この賃貸住宅契約の改定では、畳表の取りかえ、裏返し、障子紙の張りかえ、給水栓の取りかえ、ふすま紙の取りかえ、排水栓の取りかえ、LED照明の取りかえは、家主、事業主負担となりました。段階的、計画的に修繕予算に盛り込むものを検討、試算してみるべきです。

そこで、質問です。居住20年以上で区切り、市負担でふすま紙の張りかえをすると修繕費用は幾らになりますか。よろしく願いいたします。

○議長（山田善一君） 藤本実君の質問に対し、当局の答弁を求めます。

井上建設課長、答弁。

(建設課長 井上重隆君登壇)

○建設課長(井上重隆君) 市営住宅管理条例の改定についてのうち、初めに家賃減免等の対応は現状でどのようにしているかについてお答えします。

家賃減免等につきまして、市営住宅条例第16条では、入居者や同居者の収入が著しく低額であるなどの事情により、家賃の減免をすることができることとなっております。そのため、本人からの申請に基づき収入調査を行い、収入が著しく低額であると認められる入居者に対しては家賃の減額を行っているところであります。なお、現在は、生活困窮者等の入居者については、福祉事務所と十分な連携をとりながら対応しておりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、居住20年以上で区切り、市負担でふすま紙の張りかえをすると修繕費用は幾らになるかについてであります。居住20年以上の部屋でふすま紙の張りかえを行った際の修繕費用は、1戸当たり5万円から6万円ほどとなっております。なお、住宅退去時の修繕費用につきましては、畳の表がえ、ふすまの張りかえ、破損ガラスの取りかえ等の軽微な修繕につきましては、入居者負担で修繕を行うこととなっております。また、住宅の構造上重要な部分の修繕については、市の負担で行うこととなっております。

以上であります。

○議長(山田善一君) 藤本実君。

(3番 藤本 実君登壇)

○3番(藤本 実君) 答弁ありがとうございました。

1 問目の家賃減免の対応については、生活が厳しい入居者には福祉事務所と十分な連携をとりながら対応しているということでしたので、安心しました。国通知を踏まえ、特段の配慮をお願いいたします。

2 問目の住宅の修繕義務について再質問をさせていただきます。現状での区分はわかりましたが、2020年に向けて区分変更を含めて見直しがされるわけです。長い入居者へのボーナスとして、居住20年以上の世帯のふすま紙を市の負担で張りかえるとすれば幾らの予算が必要になるのでしょうか。よろしくをお願いいたします。

○議長(山田善一君) 藤本実君の再質問に対し、当局の答弁を求めます。

井上建設課長。

(建設課長 井上重隆君登壇)

○建設課長(井上重隆君) 藤本実議員の再質問についてお答えします。

3月1日現在、募集団地で20年以上の居住者の戸数が108戸、市が負担してふすま紙の張りかえをすると、金額にして600万円以上かかる見込みとなります。

以上であります。

○議長(山田善一君) 藤本実君。

(3番 藤本 実君登壇)

○3番(藤本 実君) 答弁ありがとうございました。

修繕積立金を見ながらの検討になろうかとは思いますが、市営住宅は、住宅に困っている収入の低い人が安い家賃で住めるように、国から補助を受けて建設した住宅です。条例改正の際には、入居者をさらに助けられるように検討していただきたいと思っております。

次の質問に移ります。4、ブロック塀対策について、新規事業の拡充を。昨年6月の大阪北部地震で、女子児童が倒れたブロック塀の犠牲となる痛ましい事故を受けて、富士東部地域でも緊急の安全点検や新たな補助制度を創設する動きが広がりました。大月市でも学校施設内の対応は済ませてあるわけですが、新年度予算案では避難路沿いの危険性のあるブロック塀の安全点検と耐震改修または撤去に係る費用に対する助成を新規事業で創設しました。これは周辺通学路にも安全確保の対策を広げるというメッセージだと受けとめるわけですが、市長の説明では、耐震改修、撤去については、避難路に面した危険性の高いブロック塀等で高さ1メートル以上のものが対象とされていますので、その避難路をどう設定するかがポイントになります。私は、小中学校周辺という

形で、子供たちの登下校の安全確保に焦点が当たることが重要ではないかと思うわけですが、どうでしょうか。

そこで、質問です。避難路はどの路線を指定するのでしょうか。また、今後拡充する計画でしょうか。よろしくお願いたします。

○議長（山田善一君） 藤本実君の質問に対し、当局の答弁を求めます。

上條産業建設部長、答弁。

（産業建設部長 上條正巳君登壇）

○産業建設部長（上條正巳君） ブロック塀対策についてのうち、初めに避難路はどの路線を指定するのか、また今後拡充するかについてお答えをいたします。

地震発生時におけるブロック塀等の倒壊による災害を防止するため、避難路沿いの危険性の高いブロック塀等で高さ1メートル以上のものを、除却や耐震改修工事を行う個人に対し補助金を交付する大月市ブロック塀等安全確保対策支援事業費補助金を新年度に創設いたします。補助要件である対象の避難路は大月市耐震改修促進計画に位置づける必要があります、その路線は小学校を含む指定避難場所に周辺の住民を迅速かつ安全に避難させる道路を検討しておりますので、ブロック塀等の所有者は、この補助事業を活用し、避難路に含まれる通学路の安全確保を進めていただきたいと思いますと思っておりますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

以上であります。

○議長（山田善一君） 藤本実君。

（3番 藤本 実君登壇）

○3番（藤本 実君） 答弁ありがとうございました。

小中学校は指定避難場所でもあることから、通学路を含め避難所と捉え、小中学校を含む指定避難場所に周辺住民を迅速かつ安全に避難させる道路を検討しているということでした。この事業が進むことで、子供たちの登下校も、災害時の周辺住民の避難も安全確保が進められると考えられ、期待したいと思えます。

1つ、再質問をお願いします。新規事業の予算内容は、危険ブロック塀の安全点検が10件、耐震改修または撤去が1件分であるため、これで通学路及び避難路の安全確保ができるのかと心配するわけです。仮に該当者からの申請が当初予算を超えた場合はどうなるのでしょうか。よろしくお願いいたします。

○議長（山田善一君） 藤本実君の再質問に対し、当局の答弁を求めます。

井上建設課長。

（建設課長 井上重隆君登壇）

○建設課長（井上重隆君） 藤本実議員の再質問にお答えします。

申請が当初予算を超えた場合については、市の財政状況も勘案し、補正予算の対応も検討してまいりたいと思えます。

以上であります。

○議長（山田善一君） 藤本実君。

（3番 藤本 実君登壇）

○3番（藤本 実君） 答弁ありがとうございました。

所有者からの申請待ちではなく、学校関係者との協議等により危険性が指摘されたブロック塀については、市から所有者に働きかけるなど、この機を生かして通学路の安全確保を進めていただきたいと思います。

以上をもちまして、私の質問を終了させていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（山田善一君） これで藤本実君の質問を終結いたします。